

ID: 118

担当部署: 商工観光課

処分の概要	奨励金等の交付の決定
例規名 根拠条項	大河原町企業立地促進条例 第11条第2項
例規番号	平成23年条例第14号
<p>【基準】</p> <p>第4条から第7条まで及び第11条の規定による。</p> <p>(企業立地促進奨励金)</p> <p>第4条 企業立地促進奨励金は、指定企業者が事業開始日以後に、最初に固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)を課されることとなる年度から起算して5年間(以下「交付対象期間」という。)に限り交付する。</p> <p>2 企業立地促進奨励金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 投下固定資産のうち、家屋及び償却資産に対して課された交付対象期間各年度の固定資産税等に相当する額</p> <p>(2) 投下固定資産のうち、土地(新設等した事業所の家屋の建築面積の部分に限る。)に対して課された交付対象期間各年度の固定資産税等に相当する額</p> <p>3 前項の規定は、既存の事業所(以下この項において「旧事業所」という。)を解体し、新たな事業所(以下この項において「新事業所」という。)を同一敷地内に建設し、生産能力及び生産面積が拡大すると認められる場合にあっては、旧事業所に課せられた直近の年度の固定資産税等の額と、新事業所に課せられた交付対象期間各年度の固定資産税等の額との差額に相当する額とする。</p> <p>(企業立地用地取得助成金)</p> <p>第5条 企業立地用地取得助成金は、指定企業者が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に交付する。</p> <p>(1) 事業の用に供するため3,000平方メートル(中小企業者にあつては、1,500平方メートルとする。)以上の土地の取得であつて、建築面積においては、1,000平方メートル(中小企業者にあつては、500平方メートルとする。)以上の事業所の建設であること。</p> <p>(2) 事業開始日までの期間が、前号に規定する土地取得から3年未満であること。</p> <p>2 企業立地用地取得助成金の額は、用地の取得価額に100分の10を乗じて得た額とし、5,000万円を限度とする。</p> <p>(雇用促進奨励金)</p> <p>第6条 雇用促進奨励金は、指定企業者が事業開始日から起算して3年までの間に、新規常用雇用者、新規学卒常用雇用者及び転入常用雇用者を雇用する場合に交付する。</p> <p>2 雇用促進奨励金の額は、新規常用雇用者(新規学卒常用雇用者を除く。)の数に10万円を乗じて得た額、新規学卒常用雇用者の数に15万円を乗じて得た額及び転入常用雇用者の数に20万円を乗じて得た額の合算額とする。ただし、交付する雇用促進奨励金の総額は、3年間で500万円を限度とする。</p> <p>3 前2項の場合において、新規常用雇用者、新規学卒常用雇用者又は転入常用雇用者を雇用した日から1年を経過した日に、当該雇用者を引き続き雇用していなかったときは、交付しない。</p> <p>(緑地推進助成金)</p> <p>第7条 緑地推進助成金は、指定企業者が事業開始日から起算して3年までの間に、当該事業所</p>	

の敷地面積の10パーセント以上の面積の緑地化を行った場合において1回に限り交付する。

- 2 緑地推進助成金の額は、緑地化に要した経費に100分の30を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。

(奨励金等の交付の申請)

第11条 第3条第1項各号に掲げる奨励金等の交付を受けようとする指定企業者は、町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、その旨を当該指定企業者に通知する。
- 3 奨励金等の交付の決定を受けた指定企業者は、当該申請の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日